

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 10 月 27 日 (金) 第 460 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- | | | |
|--------------------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定予定 | (森づくり推進課取扱い) | 1 |
| ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 | (水産振興課取扱い) | 1 |
| ○肥料の登録 | (経営技術課取扱い) | 2 |
| ○地籍調査の成果の認証 | (農地保全課取扱い) | 2 |
| 公 安 委 員 会 公 告 | | |
| ○警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得講習) 実施公告 | (生活安全企画課取扱い) | 3 |

告 示

鹿児島県告示第789号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 5 年 10 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林予定森林の所在場所
南九州市穎娃町上別府字一本松ノ上3759番, 3760番, 字丸木込3761番
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第790号

熊毛郡南種子町茎永3357番地 山下靖浩及び熊毛郡南種子町茎永3372番地 山下昭浩からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第5項において準用する同法第105条の2 第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は, 同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 5 年 10 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 区域 南種子町茎永区域 (熊毛郡南種子町茎永の地区)

2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第791号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和 5 年 10 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1361号	令和5年9月11日	令和11年9月10日	副産動植物質肥料	馬鈴薯皮・切りくず	窒素全量 2.0 加里全量 1.0	使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	カルビー株式会社	鹿児島市南栄二丁目5
鹿児島県肥第1362号	令和5年9月11日	令和11年9月10日	加工家きんふん肥料	a c m e 1	窒素全量 3.5 りん酸全量 3.3 加里全量 1.8	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社原村ファーム	出水市高尾野町大久保5313番地5

鹿児島県告示第792号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和 5 年 10 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鹿児島市	令和2年7月15日から令和4年9月27日まで	地籍図及び地籍簿	鹿児島市紫原一丁目の一部	令和5年10月16日
鹿児島市	令和2年7月15日から令和4年9月27日まで	地籍図及び地籍簿	鹿児島市紫原四丁目及び紫原五丁目の各一部	令和5年10月16日
鹿児島市	令和2年7月15日から令和4年9月27日まで	地籍図及び地籍簿	鹿児島市紫原六丁目及び紫原七丁目の各一部	令和5年10月16日
奄美市	令和3年7月14日から令和5年2月17日まで	地籍図及び地籍簿	奄美市笠利町大字須野及び笠利町大字屋仁の各一部	令和5年10月16日
南種子町	令和3年7月16日から令和5年2月10日まで	地籍図及び地籍簿	南種子町荃永の一部	令和5年10月16日

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年10月27日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
令和6年1月22日（月）から同月27日（土）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
 - (2) 追加取得講習
令和6年1月25日（木）から同月27日（土）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 3 講習の実施場所
鹿児島県建設センター（鹿児島市鴨池新町6番10号）
- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかの条件に該当する者
 - ア 最近5年間に当該警備業務の区分（以下「1号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号に係る警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号に係る警備業務に従事しているもの
 - (2) 追加取得講習
受講申込日において、1号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの
 - ア 最近5年間に1号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号に係る警備業務に従事しているもの

5 受講定員

原則、受付先着順とし、各講習の受講申込みが定員に満たない場合、その人数を受け付ける。

(1) 新規取得講習

25人

(2) 追加取得講習

5人

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和5年11月7日（火）から同月10日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

(2) 受付場所

ア 鹿児島県内に住所を有する者等

受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 鹿児島県外に住所を有する者

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 4の(1)のアに該当する者

a 1号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 4の(1)のイに該当する者

1号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 4の(1)のウに該当する者

a 1号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 4の(1)のエに該当する者

1号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 4の(1)のオに該当する者

a 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 4の(2)のアに該当する者

a 警備業務従事証明書 1通

b 履歴書 1通

c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(イ) 4の(2)のイに該当する者

- a 1号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- b 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (ウ) 4の(2)のウに該当する者
 - a 1号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (エ) 4の(2)のエに該当する者
 - a 1号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (オ) 4の(2)のオに該当する者
 - a 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参して申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
 - ア 新規取得講習
47,000円
 - イ 追加取得講習
23,000円
- 7 その他
 - (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
 - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して1号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
 - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
 - (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
 - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490